

## 閑上わかばこども園 重要事項説明書

### 1. 施設の目的及び運営の方針

#### (1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	学校法人わかば学園
事業者の所在地	名取市閑上西二丁目 12 番地
事業者の連絡先	022-398-9136
代表者氏名	理事長 佐々木 一十郎

#### (2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	閑上わかばこども園							
所在地	名取市閑上西二丁目 12 番地							
連絡先	TEL : 022-398-9136 FAX : 022-398-9137 メールアドレス:wakabacko@gmail.com							
施設長氏名	佐々木 一十郎							
開設年月日	2022 年 4 月 1 日							
利用定員	年齢区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
	1 号	— 人	— 人	— 人	25 人	25 人	25 人	75 人
	2 号・3 号	3 人	6 人	6 人	8 人	8 人	9 人	40 人
	合計	3 人	6 人	6 人	33 人	33 人	34 人	115 人
当園の目的及び運営方針	<p>小学校就学前の子どもに対する教育及び保育、並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。</p> <p>基本的な生活習慣を身に付け、心身ともに健康で人間性豊かな「小さな人格者」を育てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分で考え 行動する子ども（自立）</li> <li>・優しさと思いやりの心で 助け合う子ども（協調）</li> <li>・何ごとにもくじけず 頑張る子ども（挑戦）</li> </ul>							

#### (3) 施設の概要

敷地	敷地全体	2,291.6 m <sup>2</sup>
	園庭	662.7 m <sup>2</sup>
園舎	構造	保育室棟（鉄筋コンクリート造 2 階建て）・ ホール棟（木造 1 階建て）
	延べ	1,225.43 m <sup>2</sup>

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室兼ほふく室	1 室	さくらんぼ組：0歳児クラス
ほふく室	1 室	いちご組：1歳児クラス
保育室	7 室	みかん組：2歳児クラス、もも組・ばなな組：3歳児クラス、ぶどう組・りんご組：4歳児クラス、めろん組・すいか組：5歳児クラス ※3歳～5歳児クラスは園児数によりクラス数が増える場合があります。
遊戯室（多目的室）	1 室	
遊戯室（多目的ホール）	1 室	
調理室	1 室	

(5) 職員体制（令和5年4月1日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	0 人	
副園長	0 人	0 人	0 人	
主幹保育教諭	1 人	1 人	0 人	
保育教諭	14 人	14 人	0 人	
幼稚園教諭	1 人	1 人	0 人	
保育教諭補助	2 人	0 人	2 人	
業務補助員	1 人	0 人	1 人	
事務職員	3 人	2 人	1 人	
バス運転手	2 人	0 人	2 人	
バス添乗員	2 人	0 人	2 人	

※当園では、保育の実施に必要な最低限な職員として、上記の職種の職員を配置しています。児童の利用人数に応じて配置状況は変化します。

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	9時00分～14時00分（5時間）
預かり保育	保育時間	朝：7時00分～8時30分 夕：14時00分～19時00分
休業日	土曜日・日曜日・祝日・その他園長が必要と認めた日	

	年末年始（12月29日～1月3日）
	夏季（7月20日～8月24日）
	冬季（12月25日～1月7日）
	春季（3月20日～4月6日）

### 【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7時00分～18時00分（11時間） （延長保育18:00から19:00）
	保育短時間	8時00分～16時00分（8時間）
開所時間	月～金曜日	7時00分～19時00分
	土曜日	7時00分～18時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

### （7）利用料等

利用者負担 （月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
上乗せ徴収 【1・2号認定】	施設設備維持費	1月当たり ※令和3年度以前の入園 児は支払済のため不要	1,500円
実費徴収	給食費（1・2号） 主食代含む	（1号）週3回1月当たり （1号）週5日1月当たり （2号）週5日1月当たり	4,300円（*） 6,000円（*） 6,500円（*）
	バス費用 （満3歳以上の希望者）	往復1月当たり 片道1月当たり	4,000円 2,000円
	おむつ処理代	1月当たり	400円
	ゴミ袋代	1年当たり	300円
	貸し布団代（3号）	1月当たり	1,320円
	スポーツ振興センター共済掛金	1年当たり	200円
	制服（1・2号）	随時	実費
	行事費	随時	実費
	教材費	随時	実費
	卒園アルバム代 （5歳児クラス希望者）	随時	実費
その他	入園検定料（1号児）	入園時	3,000円
	（1号認定子どもの預 かり保育に係る費用）	7時00分～8時30分	600円／日 9,000円／月
		8時00分～8時30分	400円／日

			7,000 円 / 月
		8 時 00 分 ~ 18 時 00 分	700 円 / 日 1,300 円 / 日 (長期休業日) 11,000 円 / 月
		7 時 00 分 ~ 18 時 00 分	900 円 / 日 1,500 円 / 日 (長期休業日) 13,000 円 / 月
		18 時 00 分 ~ 19 時 00 分	2,400 円 / 月
	(2 号・3 号認定子どもの延長保育に係る費用)	18 時 00 分 ~ 19 時 00 分	2,400 円 / 月

(\*) 給食費内訳 4,300 円 副食費 : 3,300 円、主食費及び給食協力費 : 1,000 円  
6,000 円 副食費 : 4,500 円、主食費及び給食協力費 : 1,500 円  
6,500 円 副食費 : 4,800 円、主食費及び給食協力費 : 1,700 円

#### (8) 支払方法

固定費は口座振替 (当月 27 日、銀行休業日は翌営業日)  
変動のある費用は集金袋による現金払

#### (9) 提供する特定教育・保育の内容

教育基本法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。  
※給食は給食専門の株式会社 LEOC (レオック) に業務委託し自園調理で成長に応じた内容の食事を提供し、正しい食習慣を身につけたり、衛生や栄養について正しい知識を得るなどの食育を心がけています。

アレルギーに対しては、可能な範囲で個別対応の除去を提供しています。

※地域に向け、地域子育て家庭への支援を行っています。

#### (10) 年間行事予定

月	行事内容
(4 月)	入園式、始業式
(5 月)	視力検査、わかばクラブ入会式
(6 月)	幼年消防クラブ入会式、交通安全教室、消防署見学、園外保育、内科歯科健診
(7 月)	プール開き、七夕会、終業式、蔵王自然の家お泊まり会 (年長)、個人面談
(8 月)	始業式
(9 月)	創立記念集会
(10 月)	運動会、親子遠足、いも掘り

(11月)	収穫感謝祭、内科検診、歯科検診
(12月)	生活発表会、クリスマス会、終業式
(1月)	始業式、もちつき会
(2月)	わかばクラブ修了式、豆まき会、一日入園、お店やさんごっこ、卒園お茶会、英語教室参観、未満児懇談会
(3月)	ひなまつり会、お別れ会、鎮魂の集会、卒園式、修了式

毎月・・・お誕生会、茶道教室、体操教室(月2回)、英語教室、避難訓練

### (11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	<p>【1号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先着順による・面接による</li> </ul> <p>※わかばクラブ在籍・兄弟が在園または卒園している場合は優先</p> <p>【2号・3号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が行う利用調整による</li> </ul>
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。）</li> <li>・保護者から退園の申出があったとき</li> <li>・利用継続が不可能であると市が認めたとき</li> <li>・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li> </ul>
利用に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登園は9時00分までをお願いします。</li> <li>・当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は8時45分までにご連絡ください。</li> <li>・原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。</li> <li>・1号認定子どもが緊急の場合で、お迎えが遅れたり、預かり保育を利用する場合には13時30分までに電話でご連絡ください。</li> <li>・2号・3号認定子どもが緊急の場合で、お迎えが遅れたり、延長保育を利用する場合には17時00分までに（短時間認定の方は15時00分まで）電話でご連絡ください。</li> <li>・1号認定子どもが預かり保育を利用する際は、利用理由を園にお知らせください。2号認定子ども同様、お仕事がお休みの際の14時以降のご利用はお控えください。</li> <li>・熱が37.5℃ある場合は登園を控えてください。また、登園後に発熱や体調に異変がある場合は、お迎えの連絡をさせていただきますので対応をお願いいたします。</li> <li>・感染症と思われる時は医師の指示に従い、完治するまで休んでください。登園停止の感染症治癒後に登園する際には、「登園許可書」を持参してください。</li> <li>・ご家族が感染症を発症した際には、必ず園にお知らせ頂き、お休みのご協力をお願いいたします。こども園は低年齢の集団生活で、</li> </ul>

	蔓延や重篤化しやすいため、早めの対応と無理な登園はお控えいただきますようお願いいたします。 ・どうしても薬の投与が必要な場合は与薬依頼書と薬を手渡ししてください。薬は1回分のみお預かりします。
--	---

**(12) 学校医・嘱託医**

医療機関の名称	曾我内科こどもクリニック
医院長名	曾我 良輔（小児科担当：曾我 睦）
所在地	名取市杉ヶ袋字前沖 71-1
電話番号	022-381-5988

**(13) 学校歯科医・嘱託歯科医**

医療機関の名称	いけだ歯科クリニック
医院長名	池田 輝樹
所在地	名取市杜せきのした 1丁目 2-22
電話番号	022-383-6480

**(14) 学校薬剤師**

医療機関の名称	増田調剤薬局
医院長名	関谷 弘子
所在地	名取市増田 2丁目 6-15
電話番号	022-384-6102

**(15) 緊急時における対応方法**

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行います。状況に応じて救急車の手配等、必要な措置を講じます。
--

**【管轄する消防署】**

消防署名	名取市消防署 関上出張所
所在地	名取市関上西 2-24
電話番号	022-385-0220

**【管轄する警察署】**

警察署名	岩沼警察署 関上駐在所
所在地	名取市関上西 2-7-13
電話番号	022-385-0219

**(16) 非常災害対策**

防火管理者	佐々木 一十郎
消防計画届出年月日※	令和 4 年 10 月 4 日

避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。 他、地震訓練、不審者対応訓練も行います。 消防署と連携して通報、消火訓練なども年1回以上実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、AEDを備えています。
避難場所	第1：閑上わかばこども園 園庭 第2：閑上西公園 第3：閑上小中学校 第4：閑上公民館 第5：閑上中央第二団地
緊急時の連絡手段	固定電話、携帯電話、災害ダイヤル171、災害用伝言板web171、 おが〜るシステム、なとらじ

### (17) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	畠山 麻子	主幹保育教諭
相談・苦情解決責任者	佐々木 一十郎	園長
第三者委員	巴 雅人	電話番号 090-4048-3656
		学校法人わかば学園 監事
	梅津 美穂	電話番号 022-384-6669 (名取市民生委員児童委員協議会事務局) 民生委員・主任児童委員

#### 【要望・苦情等への対応方法】

<p>要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。</p> <p>要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。</p>
--

### (18) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	事業活動包括保険
保険の内容	賠償責任に関する補償・施設の管理下での事故
保険金額	1事故につき最大1億円、制度の範囲内で

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済給付制度
保険の内容	施設の管理下での災害(負傷、疾病、障害、死亡)
保険金額	1事故につき最大3,770万円、制度の範囲内で

### (19) 個人情報の取り扱い

<p>特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。</p> <p>ただし、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。</li> <li>・他の幼稚園・保育園(所)等へ転園する場合、その他兄弟が別の施設等に在籍する場合に</li> </ul>
--

において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。

- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

## (20) その他保護者に説明すべき事項

- ・職員と保護者間での個人的な連絡先の交換は禁止としています。(メール、LINE、他SNS等) ※職員の服務規律違反となりますのでご理解ください。
  - ・所内でお子さんをスマートフォン等で撮影(録画)した場合、SNSへの掲載はお控えください。 ※他のお子さんが写っている場合は厳禁です。
  - ・保護者間で個人的な物品のやり取りがある場合、園を介しての譲渡はご遠慮ください。 ※個人的なやり取りに園では責任を負いかねます。
  - ・園内駐車場でのトラブルにはご注意ください。
- ※車内の貴重品管理、車との接触事故等、原則、当事者の責任となります。

### 【感染症につきまして】

感染症対策として、清掃消毒や飛沫防止策を行っております。

集団生活の場でもありますので、新型コロナウイルス感染症のみならず、どなたも感染症に罹患する可能性があることをご理解ください。

国や市から通達がありますように、感染者およびご家族に対する個人の特定や詮索、差別・誹謗中傷は絶対におやめください。

令和5年 11月 1日改定